

# 第5章 歴史文化資源の保存・活用に関する理念・基本方針

本計画では、宇都宮市歴史文化基本構想で定めた基本理念、基本方針に基づき、歴史文化資源の保存・活用を進めていく。

## 1. 基本理念

### ■ 基本理念

#### 『みんなでつなぐ 歴史文化の息づく交流都市 宇都宮』

～郷土の歴史を理解し、誇りをもって守り・活かし、みんなの力で未来につなごう～

多様な主体が、日常的な活動の中で歴史文化の保存・活用に関わり、みんながそれぞれの立場で歴史文化資源の保存・活用に取り組むことにより、活力と魅力が続くまちの実現を目指す。



## 2. 基本方針

### 基本方針1 歴史文化資源の価値を調べる、引き出す、守り伝える

本市には長い歴史と豊かな歴史文化資源が多く存在することが明らかになったため、体系的に本市の歴史文化を調査研究し、その成果を現在に活かし、後世に伝えていく機能を十分に発揮する。

今後は大学や県立博物館などとの協力体制を強化するなど、本市の歴史文化に係る研究調査や適切な保存管理を担うために必要な専門性を高める取組を推進するとともに、歴史文化資源の所有者への助言・支援や保存環境の充実を図り、誇りをもって本市の歴史文化を後世まで守り伝える取組を推進する。

### 基本方針2 歴史文化の魅力を学ぶ、知る、地域振興に活かす

本計画や、本計画のマスターplanである歴史文化基本構想では、策定作業を通じて、本市の歴史文化資源の分布や特性を把握し、その広がりや奥の深さ、魅力を改めて認識した。こうした情報を学校教育や生涯学習等を通じて市民と共有し、郷土の誇りや愛着の醸成を図る。

更には、より多くの市民や来訪者に対しても、興味を持って魅力を伝えることができるガイドの養成や情報発信、歴史文化資源の公開機会の拡大等とともに、民間事業者等と連携した観光事業などへの活用なども促進し、歴史文化を軸とする風格あるまちづくりや地域振興に資する。

### 基本方針3 保存・活用の多様な主体の参画を促進する

本市に息づく歴史や伝統、文化資源の価値を認識することは、本市の魅力や特色を理解し、郷土愛の醸成に資するとともに、その効果的な活用を図ることで来訪者の満足度を向上させ、本市のブランド力を高めることにもつながる。

そのためには、本市の歴史や文化にどんな魅力や特性があるのかという市民共有の価値観が培われていることがその土壤として必要であり、その活用にあたっては多様な立場にある市民や企業、団体等が「自分ゴト」として関わりを持つことができる共通基盤が求められる。

本計画においては、多様な主体が本市の歴史や文化を理解しようとする際の基本的な情報を整理し、これをツールとして市民意識の共有や高揚を図るとともに、歴史文化資源の保存・活用に係る市民遺産制度「みや遺産」の運用などにより、地域や企業、マスメディア等も含めた多様な主体が保存・活用に関わり、みんなのサイクルを構築し、社会全体の力で未来に向かって歴史文化資源を守り、活用していく好循環と交流につなげる。

# 第6章 歴史文化資源の保存・活用に関する課題・方針

## 1. 歴史文化資源の保存・活用に関する課題

### (1) 調べ、引き出し、守り伝えるための課題

#### 課題1 調査・研究に関する課題

これまでの本市の歴史文化資源の把握調査状況をまとめると以下のとおりとなり、特に書跡・典籍、古文書、歴史資料等の美術工芸品の調査が不足している。古文書や古写真は個人所有が多く、記録情報の整理や継続的な資料調査が必要である。

指定文化財についても、災害時の救出も見据えて、現在の所在地や保存管理状況を把握しておく必要がある。

また、歴史文化資源の調査研究やその成果の活用・継承に必要な体制を、行政の専門性の向上や大学等との連携により構築していく必要がある。

#### ■歴史文化資源把握調査状況一覧

地区		本 府	宝 木	陽 南	平 石	清 原	横 川	瑞 穂 野	豊 郷	国 本	富 屋	篠 井	城 山	姿 川	雀 宮	上 河 内	河 内
有形文化財	建造物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	絵画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	彫刻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	工芸品	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	書跡・典籍	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	古文書	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	考古資料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
民俗文化財	歴史資料	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	無形文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	有形の民俗文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	無形の民俗文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	遺跡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	名勝地	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
	動物・植物・地質鉱物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
記念物	文化的景観	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—	○	
	伝統的建造物群	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—	○	
	埋蔵文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	文化財の保存技術	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他	○	—	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	

※凡例 ○：調査済み ▲：調査不足 —：調査対象なし

#### ■宇都宮市内歴史文化資源把握の地区割



#### 課題2 文化財指定・認定・登録制度に関する課題

歴史文化資源の価値を調査し、指定等文化財を増やしていくとともに、地域で守り伝えられてきた未指定の文化財についても、宇都宮市民遺産として認定し、保存・継承していく必要がある。

#### 課題3 適正な保存管理に関する課題

歴史文化資源の適正な保存管理のため、修理や保存施設の維持管理を継続して行っていく必要がある。特に市内に散在する古文書等は、デジタル技術を用いて保存管理し、後世に残す必要がある。また、歴史文化資源は周辺環境と一体となって価値を形成しているが、その保全のためには所管部局だけでなく関係者を含めた連携が必要である。

歴史文化資源の保存・活用に関わる団体は、会員の減少により経済的負担が増加しているため、支援を充実させる必要がある。

#### 課題4 防災・防犯に関する課題

防災に関しては、歴史文化資源の被災を未然に防ぐための対策や、被災した際の対応について、消防や歴史文化資源所有者、団体等が連携し、災害に備える必要がある。

防犯に関しては、特に指定等文化財について、所有者の高齢化や代替わりによる所有実感の薄さから、歴史文化資源の中には維持管理が困難なものや防犯体制が脆弱なものがあるため、行政と所有者で共通した危機意識を持ち、現状把握や防犯体制の構築を行う必要がある。

## (2) 学び、知り、地域振興に活かすための課題

### 課題5 学ぶ機会の充実に関する課題

自分の生まれ育った郷土に対する理解・愛着は、グローバル化する社会において、特に子どもたちにとって将来を生き抜く力の一つになると考えられるため、本市の歴史文化資源の価値や魅力を、小中学生や市民が分かりやすく知り・学び・体験できるよう、次世代の郷土愛を醸成する機会を創出することが必要である。

### 課題6 公開促進及び魅力発信に関する課題

歴史文化資源に関する情報を適切な時期に広く周知するため、SNSなどを活用した幅広い媒体による情報発信が必要である。また、人々が実際に現地を訪れ、歴史文化資源についてより深く知り、身近に感じるためのイベントや環境整備が必要である。

### 課題7 地域振興等での活用に関する課題

歴史文化資源と交通機関・施設の一体的なプロモーションや、歴史文化資源を観光資源とした積極的な活用等が必要である。

## (3) 多様な主体の参画を促進するための課題

### 課題8 組織・体制に関する課題

後継者の育成支援や連携協力により、歴史文化資源の保存・活用に関わる団体や事業者の活動を活発化させ、歴史文化資源を地域の中で守るために環境づくりを行う必要がある。

## 2. 歴史文化資源の保存・活用に関する方針

### (1) 調べ、引き出し、守り伝えるための方針

#### 方針1 調査・研究の充実

調査が不足している古文書や歴史資料等の有形文化財をはじめとする歴史文化資源の把握調査や指定文化財の所在確認調査、共通テーマに基づく調査、歴史文化の網羅的な調査等を継続的に推進し、資料の寄付等も積極的に受け入れ、得られた情報を体系的に整理する。

調査研究にあたっては、包括連携協定の締結等を通じて、行政と大学や専門家等が連携する体制を整える。また、文化財学や歴史学・民俗学などの専門知識や技術を有し、調査研究及びその公開等を担う行政の専門職員の充実を図る。

#### 方針2 文化財指定・認定・登録制度の適正な運用

貴重な歴史文化資源の保存・継承を図るため、国・県・市指定文化財や国登録文化財、市独自の認定建造物制度及び宇都宮市民遺産制度について、個々の歴史文化資源の特性に合わせ適正な制度の運用を図り、指定・認定・登録を推進する。

### **方針3 適正な保存管理環境の整備**

指定等文化財を良好な状況で適切に保存管理するとともに、そのために必要な施設の確保を図り、修理事業に対しては補助を行う。古文書や映像等の記録については、デジタル化による保存に取り組む。歴史文化資源と一体となった価値を形成する周辺の景観・環境は、他部局とも連携し、保全を図る。

歴史文化資源の保存・活用に関わる団体に対しては、活動や後継者育成への支援を推進する。

### **方針4 防災・防犯対策の推進**

歴史文化資源を火災、震災、その他の災害から守るために、『国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン』(文化庁)や『国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』(文化庁)を参考に、本市所在の指定文化財の管理状況を確認する予防査察を推進するとともに、消防と連携して防火防災訓練を実施する。また、地域住民と連携した文化財パトロール制度等、地域ぐるみで歴史文化資源を見守る体制の充実に取り組む。

## **(2) 学び、知り、地域振興に活かすための方針**

### **方針5 学校教育・生涯学習と連携した学ぶ機会の拡大**

市民が自分の生まれ育った地域について学び、理解や愛着を深め、市民同士が同郷意識を高めることができるよう、学習機会の拡大を図る。また、小中学生に対しては、地域の学校等と連携した歴史文化資源を学ぶ機会や環境の充実を図る。

### **方針6 歴史文化資源の公開促進及び魅力発信の強化**

ホームページやSNS、広報紙、施設企画展によって、本市の歴史文化資源の特色及び魅力を伝える、タイムリーで分かりやすい情報発信を推進する。また、市民や来訪者が実際に現地を訪れるができるよう、ガイド機能を充実させた文化財めぐりの実施や、情報発信のための解説板やデジタル環境等の整備を行う。

### **方針7 地域振興等での活用の推進**

2023(令和5)年8月に開業したライトラインと飛山城史跡公園や周辺の歴史文化資源とを一体的にプロモーションすることにより、観光振興につながる取組を推進する。

日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」をはじめとする歴史文化資源の発信を観光やまちづくり分野と連携することにより、来訪者の増加による地域振興につながる取組を推進する。

## **(3) 多様な主体の参画を促進するための方針**

### **方針8 多様な主体が関わる推進体制の構築**

歴史文化資源の保存・活用に関わる団体の活動や後継者育成に向けた取組を、助言や助成などにより継続的に支援し、関係団体との協働を推進する。また、宇都宮市文化財ボランティア協議会を始めとするボランティア人材への適切な情報提供や支援に努め、普及啓発に資する活動への支援の充実を図る。

## 第7章 歴史文化資源の保存・活用に関する措置

基本理念・基本方針に基づき、課題・方針を踏まえ、措置を設定する。

措置には、宇都宮市歴史文化基本構想策定以降継続して実施するものと、本計画の計画期間に新たに着手するものがある。現在、推進している地域で守り伝えられてきた歴史文化資源に関する措置、伝統文化の保存・継承に向けた措置、本市の誇る日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」に関する措置等に継続して取り組み、さらに、周知啓発のための情報発信や本計画で新たに盛り込んだ歴史文化資源への防災対策などを重点措置とし積極的に取り組んでいく。

なお、第8章で設定する文化財保存活用エリアで実施する措置については、本項ではなく、第8章に記載する。

措置には、行政機関、専門機関、各種団体、市民等が総がかりで取り組み、このうち事務局や主催として中心になる組織を「取組主体」とする。また、財源としては、市費、県費、国費（文化庁の各種補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等）、その他、民間資金等を活用しながら進めていく。

次項以降の表では、以下の略称等を用いている。

### ■措置の表に用いている略称・凡例等

行、行政	文化財担当課、府内関係課
専、専門	有識者、大学等の専門機関
団、団体	民間団体、各種団体、協議会、企業、学校等
市、市民	宇都宮市民
重点	重点措置
➡	2024（令和6）年度以前から継続し、今後も恒常的に取り組む措置
➡	新規の措置、拡充する措置

### （1）調べ、引き出し、守り伝えるための措置

#### 方針1 調査・研究の充実

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1-1	大学や専門家と連携した文化財調査研究体制の整備	行政と大学や有識者が連携し、調査研究を行う体制の整備を行う。	◎	○	○	○						～
1-2	行政における専門職員の充実	専門的な調査研究・公開のため専門職員の充実を図る。	◎									
1-3 重点	歴史文化資源の把握調査	歴史文化資源の把握調査（建造物、美術工芸品（歴史資料含む）、民俗文化財、遺跡、動物・植物・地質鉱物など）を実施することで、市内に残る歴史文化資源を把握、リストを作成し、活用のための基礎資料とする。	◎	○								

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1-4	指定等文化財の所在確認調査	指定等文化財等の種別や所在地、所有者・管理者等の情報を管理する台帳を適宜更新し、所在確認調査を実施することにより、文化財の保存管理状況を把握する。併せて、災害時には被災資料の把握を迅速に行う。	◎	○								→
1-5	埋蔵文化財確認調査	市内で計画されている宅地造成などの開発行為に先行し、埋蔵文化財の有無について確認調査を実施する。	◎									→
1-6	文化財調査員による課題別一斉調査	本市独自の取組である文化財調査員制度により、テーマを決めて市内に所在する歴史文化資源の悉皆調査を実施する。	◎			○						→
1-7	寄付資料の受入	自然・歴史・民俗・美術工芸品等の寄付資料を受け入れる。	◎									→
1-8	収集資料の整理と目録作成	収集・寄付された自然資料や歴史資料を整理し、目録化を行う。	◎	○								→
1-9	歴史資料等の体系的整理の検討	本市の歴史資料等を網羅的に調査研究し、体系的にまとめることにより、市民生活向上に資する新たな知的公有財産を作り出す事業を検討する。	◎	○								新規 →

## 方針2 文化財指定・認定・登録制度の適正な運用

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12
2-1	未指定文化財の指定・認定・登録の推進	価値のある未指定文化財の指定・認定・登録を推進し、適正な文化財保護に努める。	◎	○		○						→
2-2 重点	宇都宮市民遺産制度の運用	指定等文化財・未指定文化財を問わず、地域で大切に受け継がれている歴史文化資源を市民遺産「みや遺産」として認定し、助言等の支援を行う。	◎	○	○	○						→

## 方針3 適正な保存管理環境の整備

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12
3-1	行政における保存管理施設の確保	貴重な歴史文化資源を適切に保存管理するため、既存施設の有効利用も含め、施設の確保の検討を進める。	◎									→
3-2	歴史文化資源と周辺環境の一体的な保全	歴史文化資源と一体となって価値が高められる周辺の景観・環境形成については、景観形成を所管する部局などと連携し、保全を図る。	◎	○								→

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12
3-3	文化財展示施設所蔵の歴史文化資源の保存・管理	各文化財展示施設で所蔵している歴史文化資源の保存・管理を適切に行う。	◎									→
3-4	指定文化財等(建造物)維持管理事業	指定管理団体に委託し、建造物の維持管理等に必要な業務(清掃、消防設備、電気保守、警備等)を行う。	◎		○	○						→
3-5	指定史跡等維持管理事業	史跡における除草等の維持管理を行う。	◎		○							→
3-6	指定文化財等の修復補助事業	指定文化財等の所有者が行う計画的な修復等事業に対して助言を行う。また、現状変更等を伴う修理や整備については、適切な手続きを取るよう指導する。	◎	○								→
3-7	天然記念物の樹勢回復・保護増殖事業	所有者や専門家と連携し、樹木の落枝の防止など安全確保のための剪定や樹勢回復事業を行ったり、生物の保護増殖及び生息・生育地の環境保全活動を行ったりするなど動植物の保護を図る。	◎	○	○	○						→
3-8	保管資料の保存修理事業	考古・歴史資料などを適切に保存し、良好な状態で展示等による活用が出来るよう、指導・助言を行う。	◎	○								→
3-9 <b>重点</b>	指定文化財保存団体育成事業	宇都宮市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、指定文化財の保存・愛護活動に対して補助金を交付する。後継者育成に関する助言を行う。	◎	○	○							→
3-10 <b>重点</b>	指定文化財保存管理施設整備事業	宇都宮市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、指定文化財の収蔵施設に対して補助金を交付する。保存管理に関する助言を行う。	◎		○							→
3-11 <b>重点</b>	指定文化財保存修理事業	宇都宮市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、指定文化財の修復事業に対して補助金を交付する。保存修理に関する助言を行う。	◎	○	○							→
3-12 <b>重点</b>	認定建造物保存修理事業	宇都宮市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、市認定建造物の保存修理に対して補助金を交付する。保存修理に関する助言を行う。	◎	○	○							→
3-13 <b>重点</b>	市民遺産保存団体育成事業	宇都宮市民遺産保存活用事業費補助金交付要綱に基づき、宇都宮市民遺産の保存・愛護活動に対して補助金を交付する。後継者育成に関する助言を行う。	◎	○	○							→

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12
3-14	市民遺産保存管理施設整備事業	宇都宮市民遺産保存活用事業費補助金交付要綱に基づき、収蔵施設に対して補助金を交付する。保存管理に関する助言を行う。	◎		○							→
3-15	市民遺産文化財保存修理事業	宇都宮市民遺産保存活用事業費補助金交付要綱に基づき、認定された宇都宮市民遺産に関する修復事業に対して補助金を交付する。保存修理に関する助言を行う。	◎	○	○							→
3-16	民俗文化財映像記録のデジタル化	過去にビデオテープなどに記録した民俗文化財の映像記録のデジタル化を進める。	◎		○							→
3-17 重点	歴史文化資源のデジタルアーカイブの作成	古文書等の貴重な歴史文化資源について、記録保存するためデジタルアーカイブを作成する。	◎								2024（令和6）年度から実施していた措置を拡充	→

#### 方針4 防災・防犯対策の推進

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R13～
4-1 重点	文化財レスキュー関係団体との連携	とちぎ史料ネットや災害ボランティア等と連携し、自然災害から歴史資料の消失を防ぐため、周知啓発、文化財の救出・保管等について行政と関係団体が連携する。	◎	○	○	○						新規 →
4-2	指定等文化財火災予防査察	指定文化財を所有者に対して府内で連携し、消火活動に伴う進入路や避難経路、管理方法を所有者と確認する予防査察を実施する。	◎		○	○						→
4-3	指定等文化財火災消防訓練	指定文化財の火災による消失を防ぐために、市、消防局、指定文化財等所有者、地域住民による防火訓練を行う。	◎		○	○						→
4-4 重点	指定等文化財防犯事業	指定文化財について、行政と所有者が共通した意識を持ち、防犯体制の確認や助言を行う。また、防犯対策に必要な支援についても検討を行う。	◎	○		○						新規 →
4-5	文化財パトロール	県の事業で実施している文化財パトロールの調査結果を把握するとともに、市指定文化財等についても市文化財調査員による巡回パトロールを実施することで文化財の現況確認を行い、防犯対策について所有者・管理者と共に認識を持つ。	◎									→

## (2) 学び、知り、地域振興に活かすための措置

### 方針5 学校教育・生涯学習と連携した学ぶ機会の拡大

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12 R13 ~
5-1	出前講座の実施	小中学校の授業や地域の講座に指導主事等や関係する専門家等が出向き、歴史や文化に関する出前講座を行う。	◎	○								→
5-2 <b>重点</b>	宇都宮学の推進	「宇都宮学」の郷土の学習において、児童生徒だけでなく、教員に対しても、より分かりやすく本市の歴史文化について情報を提供し、郷土の学習に協力する。	◎		○							→
5-3	歴史と文化財ボランティアガイド養成講座	本市の歴史や歴史文化資源を解説することができるボランティアを養成する。	◎		○							→
5-4 <b>重点</b>	宮っ子伝統文化体験教室	宇都宮伝統文化連絡協議会と連携し、児童生徒を対象に伝統文化の体験教室を実施する。	○		○							→

### 方針6 歴史文化資源の公開促進及び魅力発信の強化

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R13 ~
6-1	市ホームページによる情報発信	本市情報を広く発信する市ホームページにおいて歴史文化資源に対する興味が高められる情報発信を行う。	◎									→
6-2	『宇都宮の歴史と文化財』ホームページ等による情報発信	本市の歴史文化や歴史文化資源について市民が理解を深められるように、本市の歴史を紐解く8ストーリーの情報発信、展示会や講演会、伝統行事の開催などタイムリーな情報についてホームページを随時更新し情報発信を行う。	◎		○							→
6-3	SNSを活用した情報発信	SNSを活用し、指定等文化財関連のタイムリーな情報発信を推進する。	◎									→
6-4	広報紙による情報発信	市広報紙において、適切な時期に歴史文化資源に関する情報を発信する。	◎									→
6-5	文化財冊子等刊行頒布事業	『宇都宮市文化財年報』の刊行・配付を行う。また、各文化財施設のパンフレット等の作成・配布を行う。	◎									→
6-6	文化財展示施設の活用	文化財展示施設において、来訪者に対して魅力ある企画展や講演会などを実施する。	◎		○							→

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12
6-7	文化財めぐりの開催	宇都宮市文化財ボランティア協議会と連携し、市内に所在する歴史文化資源をめぐる。	◎		○							→
6-8	指定文化財・市民遺産の解説板整備事業	指定文化財や市民遺産等の解説板の新設や更新を行う。	◎		○							→
6-9 重点	歴史文化資源の情報発信のためのデジタル環境整備	歴史文化資源を情報発信するためのデジタル環境を整備する。	◎						新規			→
6-10 重点	まちなかにおける情報発信機能の充実	市内の歴史文化資源を快適に周遊できるよう文化財表示板の利活用を推進するとともに、都市観光のエントランス機能を有するまちなか歴史文化情報交流拠点について検討を進める。	◎		○						新規	→

## 方針7 地域振興等での活用の推進

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R13 ～
7-1 重点	公共交通等と連携した歴史文化資源の観光振興	公共交通等と連携し、文化財ガイダンス施設や周辺歴史文化資源の周遊性を高め、観光振興を推進する。	◎		○							→
7-2	歴史文化資源の情報発信による地域振興	日本遺産など市内に所在する歴史文化資源についての情報発信し、来訪者の増加などの地域振興を推進する。	◎		○							→

## (3) 多様な主体の参画を促進するための措置

### 方針8 多様な主体が関わる推進体制の構築

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R13 ～
8-1 重点	宇都宮市大谷石文化推進協議会の運営	日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」を観光や歴史文化の理解促進などに活かし、地域活性化に取り組む。 活動内容：日本遺産に関する魅力発信事業として、大谷石文化ガイド養成講座や大谷石文化学講座を開催したり、SNSやホームページを利用して情報を発信したりするなど事務局として運営を推進する。	○		○							→

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12
8-2	宇都宮市歴史文化資源活用推進協議会の運営	「宇都宮市歴史文化基本構想」の具現化に向け、歴史文化資源の保存・活用に取り組む。 活動内容：「歴史と文化財」ホームページや8ストーリーのパンフレットなどによる歴史文化資源に関する情報発信など事務局として運営する。	○		◎							→
8-3	宇都宮市解説ボランティア団体との連携	本市の歴史文化資源について市民や来訪者に対する案内解説に連携して取り組む。 活動内容：本市の歴史文化資源について市民や来訪者を案内できる解説ボランティアの育成（養成講座）や市内歴史文化資源解説を協働で実施する。また、シルバー大学などへの講師派遣や市内小中学校への歴史文化資源の現地案内などを実施する。	○		◎							→
8-4 <b>重点</b>	宇都宮伝統文化連絡協議会との連携	市内に伝わる伝統文化の地域継承活動における環境づくりや人材育成の支援に連携して取り組む。 活動内容：小中学生が伝統文化に身近に触れることができる「宮っ子伝統文化体験教室」や伝統文化保存団体が取組の成果を発表する機会を提供とともに、多くの市民に周知することを目的に「伝統文化フェスティバル」を協働で実施する。	○	○	◎							→
8-5	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり推進機構との連携	大谷石蔵の保存・活用など、魅力ある中心市街地の形成や賑わいづくりを行う。 活動内容：歴史的建造物等の民間事業者による活用を推進する。歴史的建築物を保存・活用するために空き物件と借り手をマッチングする。	○		◎							→
8-6	一般社団法人 宇都宮観光コンベンション協会との連携	観光誘客の促進や観光情報の提供など本市の観光振興と活性化を行う。 活動内容：ホームページやSNS、観光デジタルマップの運用、観光PRイベント、観光プロモーションなど観光情報発信事業を行っている。	○		◎							→

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12
8-7	公益財団法人グリーントラストうつのみやとの連携	市民が身近にふれあうことのできる良好な緑の環境を有する樹林地等を守り育てるための活動を行う。 活動内容：貴重な動植物が生息している樹林地等における落ち葉さらいや下草刈り，モニタリング調査等，緑豊かで「やすらぎとるおい」のあるまちをつくるグリーントラスト運動を行う。	○	○	◎							
8-8	指定管理団体との連携	飛山城史跡公園，旧篠原家住宅，うつのみや遺跡の広場の管理を行う。 活動内容：文化財展示施設の管理に加え，企画展や講座などの自主事業を実施し，各施設の特徴を活かした事業を実施する。	○		◎							

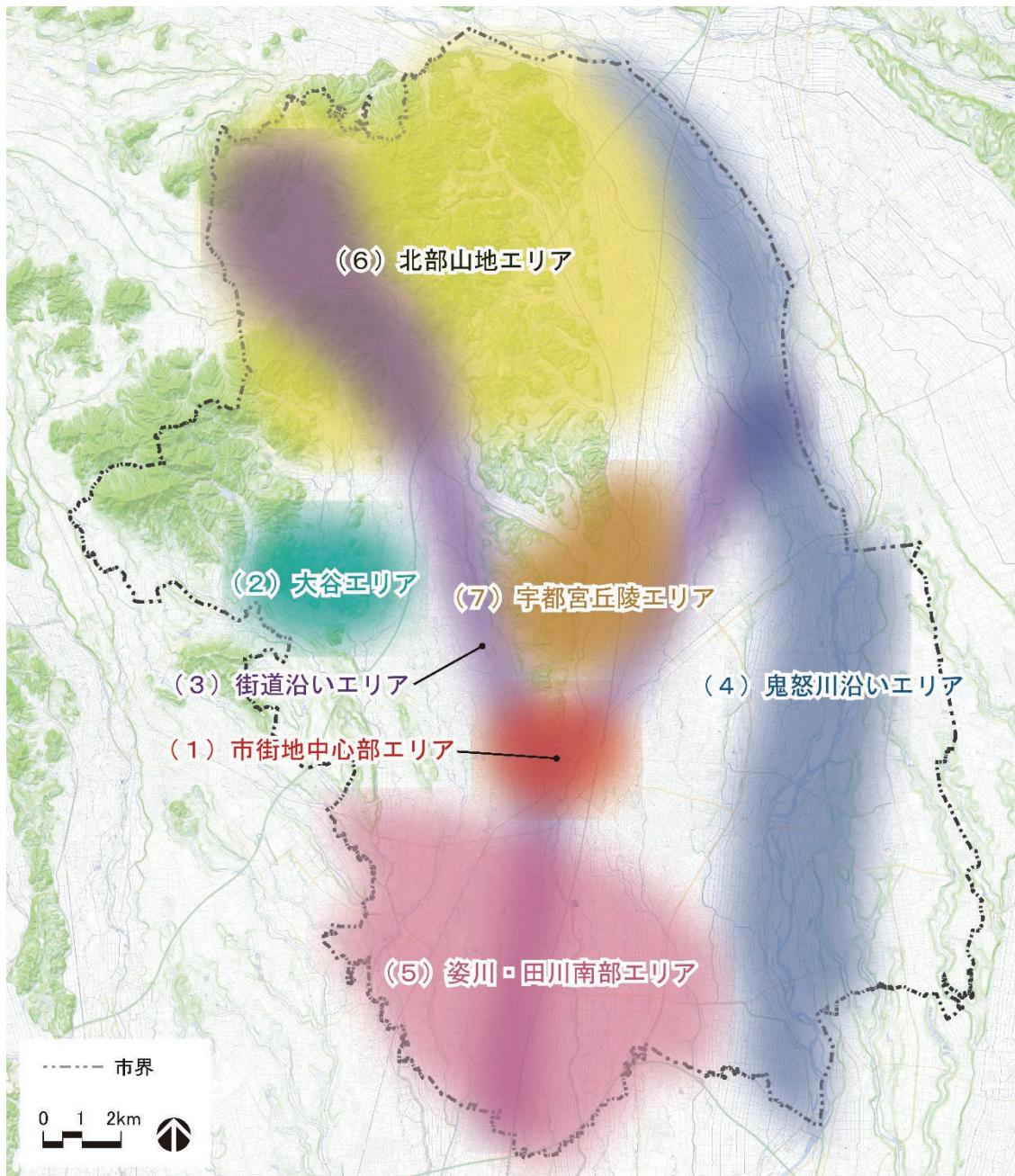
# 第8章 歴史文化保存活用エリア

## 1. 歴史文化保存活用エリアの設定

文化庁指針では、「文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財(文化財群)を核として文化的な空間を創出するために、域内の地区特性や歴史文化の特性に応じて市町村が独自に設定する計画区域」を「文化財保存活用区域」としている。

また、宇都宮市歴史文化基本構想では、上記と同様の考え方によって、「歴史文化保存活用区域」として7つのエリアを設定しており、本計画においても宇都宮市歴史文化基本構想で示された7つのエリアを「歴史文化資源保存活用エリア」として設定する。また、財源としては、市費、県費、国費(文化庁の各種補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等)、その他、民間資金等を活用しながら進めていく。

### ■宇都宮市歴史文化保存活用エリア



## 2. 歴史文化保存活用エリア

### (1) 市街地中心部エリア

#### ①概要

宇都宮丘陵突端部分の地形の上である地形上に発展してきた、市街地中心部を範囲とし、宇都宮城下の歴史を伝えるエリアである。

中世以降、宇都宮氏の支配の下、二荒山神社と宇都宮城が相対して発展してきた。近世には、本多正純により宇都宮城下が整備され、將軍が日光社参をする際の御成御殿も設けられる等、城下町として繁栄した。近代には、太平洋戦争で市街地が空襲を受けたが、全国でも一早く土地区画整理を始め、復興を遂げた。2007(平成19)年には、宇都宮城の本丸跡を一部復元整備した宇都宮城址公園が開館した。

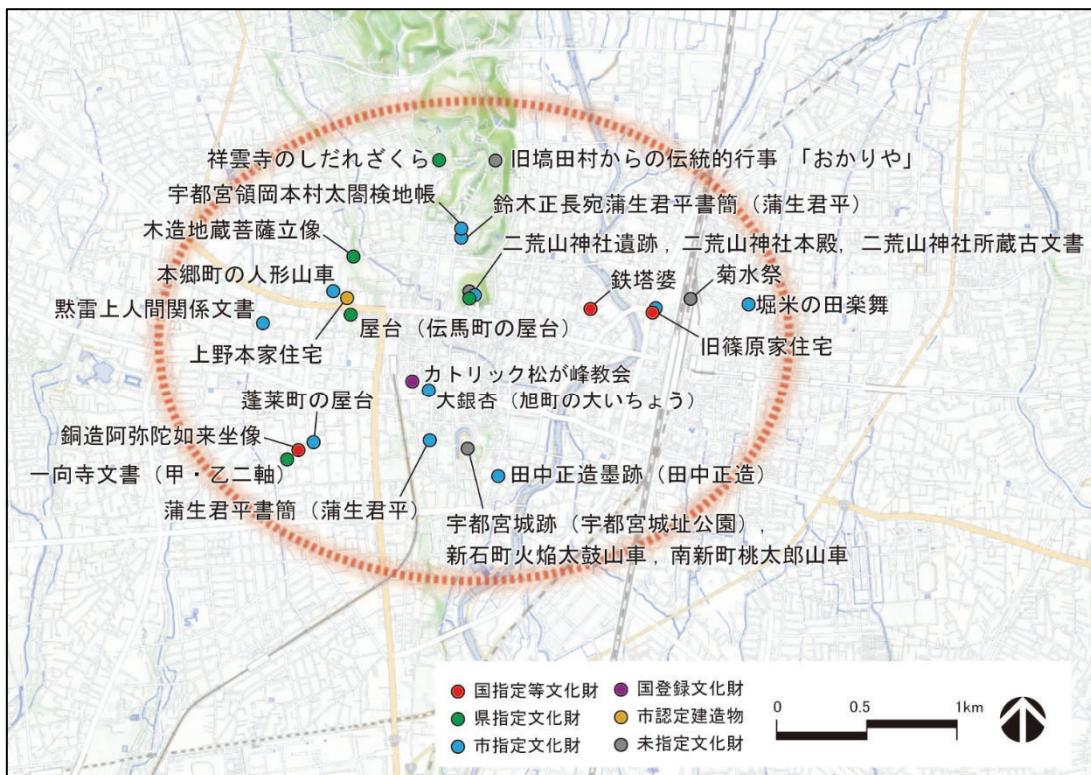
#### ②エリア内の歴史文化資源

二荒山神社、宇都宮城址、松が峰教会等を核として、以下の歴史文化資源が所在しております、主に歴史文化の特徴「文武に秀でた宇都宮氏の本拠地 うつのみや」・「徳川將軍も泊まった華やかな城下町 うつのみや」・「二度の戦災をたくましく生き抜いたまち うつのみや」を表している。

	区分・種別	名称	指定等
1	有形文化財（建造物）	旧篠原家住宅	国指定・市指定
2	有形文化財（建造物）	二荒山神社本殿	県指定
3	有形文化財（建造物）	カトリック松が峰教会	国登録
4	有形文化財（建造物）	上野本家住宅	市認定
5	有形文化財（彫刻）	銅造阿弥陀如来坐像	国指定
6	有形文化財（彫刻）	木造地蔵菩薩立像	県指定
7	有形文化財（工芸品）	鉄塔婆	国指定
8	有形文化財（工芸品）	屋台（伝馬町の屋台）	県指定
9	有形文化財（書跡）	一向寺文書（甲・乙二軸）	県指定
10	有形文化財（古文書）	宇都宮領岡本村太閤検地帳	市指定
11	有形文化財（歴史資料）	二荒山神社所蔵古文書	市指定
12	有形文化財（歴史資料）	鈴木正長宛蒲生君平書簡（蒲生君平）	市指定
13	有形文化財（歴史資料）	黙雷上人関係文書	市指定
14	有形文化財（歴史資料）	蒲生君平書簡（蒲生君平）	市指定
15	有形文化財（歴史資料）	田中正造墨跡（田中正造）	市指定
16	民俗文化財（有形の民俗文化財）	本郷町の人形山車附墨書き納箱及び人形製作者名木札	市指定
17	民俗文化財（有形の民俗文化財）	蓬莱町の屋台	市指定
18	民俗文化財（有形の民俗文化財）	新石町火焔太鼓山車、南新町桃太郎山車	未指定

	区分・種別	名称	指定等
19	民俗文化財（無形の民俗文化財）	堀米の田楽舞	市指定
20	民俗文化財（無形の民俗文化財）	菊水祭	未指定
21	民俗文化財（無形の民俗文化財）	旧塙田村からの伝統的行事「おかりや」	未指定
22	記念物（遺跡）	宇都宮城跡（宇都宮城址公園）	未指定
23	記念物（動物、植物、地質鉱物）	祥雲寺のしだれざくら	県指定
24	記念物（動物、植物、地質鉱物）	大銀杏（旭町の大いちょう）	市指定
25	埋蔵文化財	二荒山神社遺跡	未指定

#### ■市街地中心部エリアの歴史文化資源



※ベース図は地理院地図 Vector より作成

#### ③エリアの歴史文化資源の保存・活用に関する課題・方針

近世の本市は、宇都宮城を中心とする城下町であり、その繁栄や当時の様子を今に伝えていく必要がある。一方で、幕末から近代にかけては二度の戦災により市内に残る古文書の多くが焼失し、これまでに県史編纂事業等での調査が行われてきたものの、その後さらに所在が分からなくなっている事例もある。近世から続く菊水祭で使われる山車屋台や、近代以降の戦災からの復興のシンボルである旭町の大いちょうについても、今後もその歴史を伝えていく必要がある。

宇都宮城址公園において、デジタル技術やボランティアの案内により、宇都宮城についての情報発信を行う。城下町については、表示板等により旧町名や名所・旧跡を辿る取組によって周知を図る。古文書は、悉皆調査により現状を把握する。菊水祭の山車屋台については、保存団体に対して継承のための支援を行う。旭町の大いちょうは、人々の安全に配慮しながら保全していく。

#### ④エリアの歴史文化資源の保存・活用に関する措置

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12
①-1 重点	宇都宮城址公園の活用	清明館において時宜を得た企画展やVRの活用など来訪者にとってより魅力ある仕掛けづくりに取り組む。また、城址公園を訪れた来訪者に対し、宇都宮市文化財ボランティア協議会と連携し、宇都宮城の歴史の周知を図る。	◎		○							→
①-2	まちなかにある文化財表示板等の活用	まちなかに所在する旧町名や名所・旧跡の表示板を活用し、宇都宮市文化財ボランティア協議会と連携した歴史文化資源巡りやまちづくり推進機構で作成した「宇都宮江戸時代歩き地図」等を活用し、近世宇都宮の城下町の周知を図る。	◎		○							→
①-3	市内中心部に残る古文書の調査研究、保存・活用	市内中心部に残る近世～近代にかけての古文書の悉皆調査を行い、その実態を把握する。	◎	○								→
①-4	まちなかに残る伝統文化の継承	江戸時代から続く菊水祭で巡行する山車屋台の保存・活用の支援を行う。	◎	○								→
①-5	旭町の大いの木の安全対策	太平洋戦争後に市民の復興のシンボルとなり、市の木の由来でもある大いの木の枝落下等に対する安全対策を講じる。	◎	○								→

■ 重点 重点措置 → 継続措置 ─→ 新規・拡充措置

## (2) 大谷エリア

### ①概要

市の北西部の大谷地域を範囲とし、大谷石文化を伝えるエリアである。

大谷石は、縄文時代から住居や墓地に利用されており、江戸時代には産地が形成され、明治・大正時代から昭和にかけて需要が大きく伸び、採石産業が発展した。戦国時代末期には、宇都宮氏が小田原北条氏に対抗するための本拠として、関東最大級の山城である多気城を建築した。

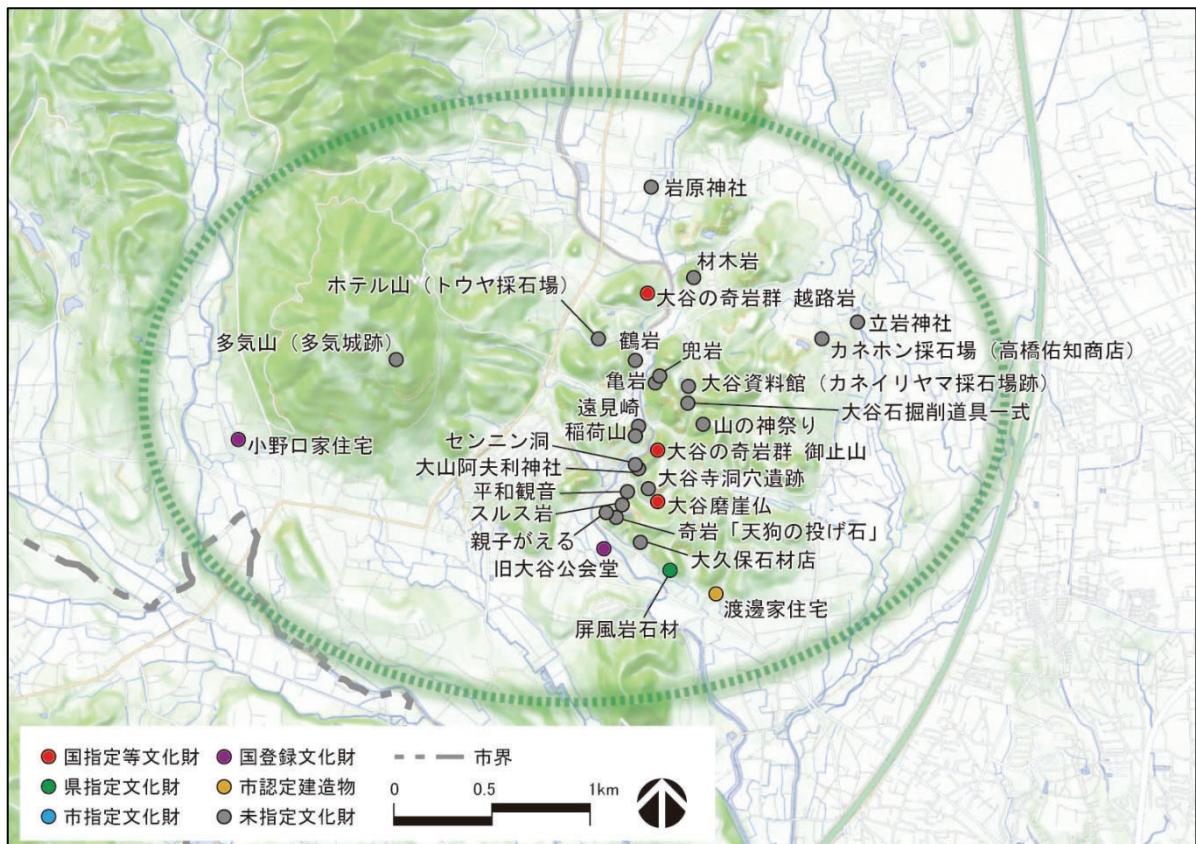
2018(平成30)年5月には、採石場や石造建造物、多気城跡などを構成文化財として、日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」が認定された。また、宇都宮市景観計画では市全域を景観計画区域としており、2024(令和6)年度には重要文化的景観「大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観」が選定された。

## ②エリア内の歴史文化資源

大谷寺、奇岩群、石造建造物等を核として、以下の歴史文化資源が所在しており、主に歴史文化の特徴「古代から現代まで 大谷石がつくり繋いだ石のまち うつのみや」を表している。

	区分・種別	名称	指定等
1	有形文化財（建造物）	屏風岩石材 石蔵（西蔵、東蔵） 附 西蔵棟札	県指定
2	有形文化財（建造物）	旧大谷公会堂	国登録
3	有形文化財（建造物）	小野口家住宅	国登録
4	有形文化財（建造物）	渡邊家住宅	市認定
5	有形文化財（建造物）	大久保石材店	未指定
6	有形文化財（建造物）	大山阿夫利神社	未指定
7	有形文化財（建造物）	立岩神社	未指定
8	有形文化財（彫刻）	大谷磨崖仏	国指定
9	有形文化財（彫刻）	平和観音	未指定
10	民俗文化財（有形の民俗文化財）	大谷石掘削道具一式	未指定
11	民俗文化財（無形の民俗文化財）	山の神祭り	未指定
12	記念物（遺跡）	大谷磨崖仏	国指定
13	記念物（遺跡）	大谷寺洞穴遺跡	未指定
14	記念物（遺跡）	多気山（多気城跡）	未指定
15	記念物（名勝地）	大谷の奇岩群 御止山 越路岩	国指定
16	記念物（名勝地）	親子がえる	未指定
17	記念物（名勝地）	岩原神社	未指定
18	記念物（名勝地）	奇岩「天狗の投げ石」	未指定
19	記念物（名勝地）	材木岩	未指定
20	記念物（名勝地）	センニン洞	未指定
21	記念物（名勝地）	スルス岩	未指定
22	記念物（名勝地）	鶴岩	未指定
23	記念物（名勝地）	亀岩	未指定
24	記念物（名勝地）	兜岩	未指定
25	文化的景観	大谷資料館（カネイリヤマ採石場）	未指定
26	文化的景観	稻荷山（採石場跡）	未指定
27	文化的景観	カネホン採石場（高橋佑知商店）	未指定
28	文化的景観	遠見崎	未指定
29	文化的景観	ホテル山（トウヤ採石場）	未指定

## ■大谷エリアの歴史文化資源



※ベース図は地理院地図 Vector より作成

### ③エリアの歴史文化資源の保存・活用に関する課題・方針

自然と人間の相互作用により創り出され、育まれた大谷石の独特的な景観が残されており、日本遺産に認定、重要文化的景観に選定されていることから、構成要素の一体的な保存・活用を図っていく必要がある。多気城跡についても、宇都宮氏の歴史とともに後世に伝えていく必要がある。

日本遺産と重要文化的景観は、それぞれ構成文化財・重要な構成要素同士を繋ぐストーリーを重視した一体的な保存・活用を推進し、大谷石の文化に対する価値認識を共有する。多気城跡は、保存・活用に向けた課題整理や調査を行う。

なお、大谷エリア以外でも、徳次郎町、上田町、芦沼町等には、大谷石だけでなく徳次郎石や船生石等を加工した建造物群が所在することから、次期計画以降、これらについても検討を行う。

#### ④エリアの歴史文化資源の保存・活用に関する措置

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12
②-1 重点	日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」に関する取組	宇都宮市大谷石文化推進協議会と連携し、日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」のストーリーの普及と構成文化財の活用を推進する。	○	○	◎	○						→
②-2 重点	重要文化的景観「大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観」の保存・活用	自然と人間との相互作用によって生まれた「大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観」を将来的に守り伝えるため、重要な構成要素の保存・活用を推進する。	◎	○	○	○						新規 →
②-3	多気城跡の保存・活用	関東最大級の山城といわれ、宇都宮氏が一時本拠とした多気城跡を後世に伝えるための保存・活用に向けた課題整理や歴史資料の収集を行う。	◎									→

■ 重点 重点措置 → 繙続措置 → 新規・拡充措置

### (3) 街道沿いエリア

#### ①概要

日光街道・奥州街道と、宿場町として栄えた雀宮宿、白沢宿、徳次郎宿を含み、街道や宿場町の歴史を伝えるエリアである。

中世には鎌倉と奥州を結ぶ奥大道、近世には江戸を起点とした五街道のうちの日光道中・奥州道中の追分の地となり、日光道中の雀宮宿や白沢宿、徳次郎宿では、多くの人と物が行き交った。

日光街道沿いでは、石那田八坂神社天王祭付祭や徳次郎智賀都神社付祭礼が開かれ、病気除け等を願って彫刻屋台が繰り出された。

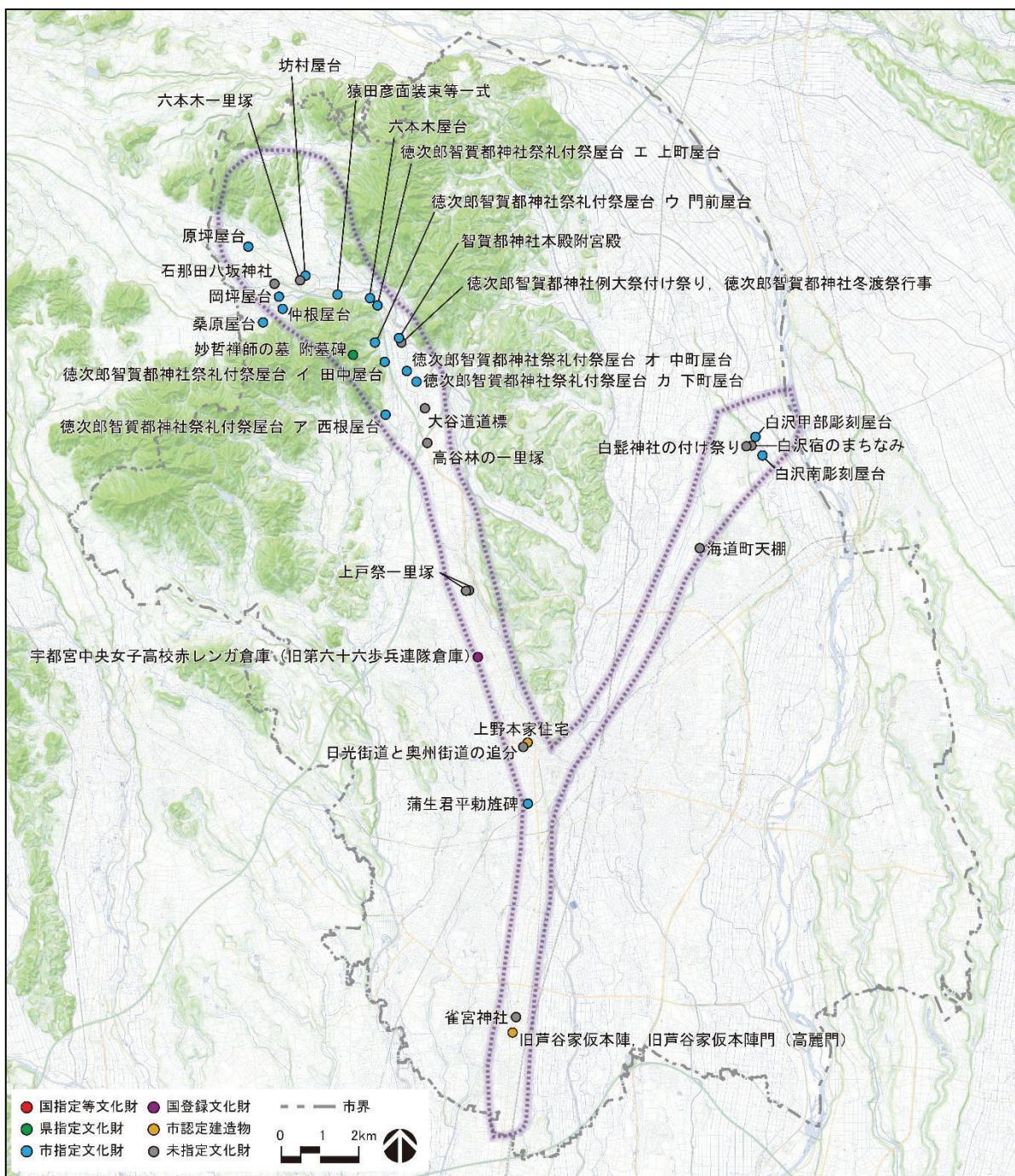
#### ②エリア内の歴史文化資源

雀宮宿、白沢宿、徳次郎宿等を核として、以下の歴史文化資源が所在しており、主に歴史文化の特徴「2つの街道の追分、水運の鬼怒川 人・物・情報の交流拠点 うつのみや」を表している。

	区分・種別	名称	指定等
1	有形文化財（建造物）	宇都宮中央女子高校赤レンガ倉庫（旧第六十六歩兵連隊倉庫）	国登録
2	有形文化財（建造物）	智賀都神社本殿附宮殿	市指定
3	有形文化財（建造物）	上野本家住宅	市認定
4	有形文化財（建造物）	旧芦谷家仮本陣	市認定
5	有形文化財（建造物）	旧芦谷家仮本陣門（高麗門）	市認定
6	有形文化財（建造物）	雀宮神社	未指定

	区分・種別	名称	指定等
7	有形文化財（建造物）	石那田八坂神社	未指定
8	有形文化財（歴史資料）	大谷道道標	未指定
9	民俗文化財（有形の民俗文化財）	徳次郎智賀都神社祭礼付祭屋台 ア 西根屋台	市指定
10	民俗文化財（有形の民俗文化財）	徳次郎智賀都神社祭礼付祭屋台 イ 田中屋台	市指定
11	民俗文化財（有形の民俗文化財）	徳次郎智賀都神社祭礼付祭屋台 ウ 門前屋台	市指定
12	民俗文化財（有形の民俗文化財）	徳次郎智賀都神社祭礼付祭屋台 エ 上町屋台	市指定
13	民俗文化財（有形の民俗文化財）	徳次郎智賀都神社祭礼付祭屋台 オ 中町屋台	市指定
14	民俗文化財（有形の民俗文化財）	徳次郎智賀都神社祭礼付祭屋台 カ 下町屋台	市指定
15	民俗文化財（有形の民俗文化財）	坊村屋台	市指定
16	民俗文化財（有形の民俗文化財）	原坪屋台	市指定
17	民俗文化財（有形の民俗文化財）	岡坪屋台	市指定
18	民俗文化財（有形の民俗文化財）	桑原屋台	市指定
19	民俗文化財（有形の民俗文化財）	仲根屋台	市指定
20	民俗文化財（有形の民俗文化財）	六本木屋台	市指定
21	民俗文化財（有形の民俗文化財）	猿田彦面装束等一式	市指定
22	民俗文化財（有形の民俗文化財）	白沢甲部彫刻屋台	市指定
23	民俗文化財（有形の民俗文化財）	白沢南彫刻屋台	市指定
24	民俗文化財（有形の民俗文化財）	海道町天棚	未指定
25	民俗文化財（無形の民俗文化財）	白髭神社の付け祭り	未指定
26	民俗文化財（無形の民俗文化財）	徳次郎智賀都神社冬渡祭行事	未指定
27	民俗文化財（無形の民俗文化財）	徳次郎智賀都神社例大祭付け祭り	未指定
28	記念物（遺跡）	妙哲禅師の墓 附墓碑	県指定
29	記念物（遺跡）	蒲生君平勅旌碑	市指定
30	記念物（遺跡）	上戸祭一里塚	未指定
31	記念物（遺跡）	高谷林の一里塚	未指定
32	記念物（遺跡）	六本木一里塚	未指定
33	伝統的建造物群	白沢宿のまちなみ	未指定
34	その他	日光街道と奥州街道の追分	未指定

## ■ 街道沿いエリアの歴史文化資源



※ベース図は地理院地図 Vector より作成

### ③エリアの歴史文化資源の保存・活用に関する課題・方針

街道沿いに宿場町や歴史的建造物等の歴史文化資源が残されており、みや遺産にも認定されていることから、交通の要衝として栄えた宿場の名残を継承しながら、歴史文化資源の保存・活用を行っていく必要がある。徳次郎・石那田地区の屋台行事は、地域の一大行事だが、保存団体の後継者が不足している。

関係部署との連携や保存団体への支援によって、日光道中・奥州道中の宿場町や歴史的建造物の保存・活用に取り組む。徳次郎・石那田地区の屋台行事は、伝統文化を継承するため、保存団体への支援を行っていく。

### ④エリアの歴史文化資源の保存・活用に関する措置

措置名	措置概要	取組主体				措置の期間						
		行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13 ~
③-1 雀宮宿の旧仮本陣芦谷家建物に対する支援	市認定建造物でみや遺産の認定を受けた旧仮本陣芦谷家建物の保存団体の保存・活用活動に対する支援を行う。	◎	○	○								→
③-2 白沢宿のまちなみ景観の保全	みや遺産の認定を受けた白沢宿のまちなみは、景観形成重点地区内でもあることから、関係部署・保存会と連携し、景観保全に取り組む。	○		◎								→
③-3 徳次郎・石那田地区の伝統文化の継承	屋台行事の保存団体と連携し、伝統文化を継承するために、後継者育成などの継続的な支援を行う。	○		◎								→

■ 重点 重点措置 → 継続措置 → 新規・拡充措置

## (4) 鬼怒川沿いエリア

### ①概要

市内で一番大きな川である鬼怒川沿いに発展してきた、水運の歴史を伝えるエリアである。

中世には、宇都宮氏の重臣であった芳賀氏が鬼怒川沿いに飛山城を築いた。近世には河岸が発達し、年貢米を水上輸送する等、重要な役割を果たした。明治時代初期には、石井村に民営の製糸場である大崎商舎が置かれ、生糸が生産・輸出された。

飛山城跡は1977(昭和52)年に国指定され、2017(平成29)年に飛山城史跡公園が開園した。現在はNPO法人飛山城跡愛護会が指定管理団体となっている。2023(令和5)年にはライトライナの飛山城跡停留場が設置され、今後も入園者の増加が見込まれている。

### ②エリア内の歴史文化資源

飛山城跡、板戸河岸跡等を核として、以下の歴史文化資源が所在しており、主に歴史文化の特徴「2つの街道の追分、水運の鬼怒川 人・物・情報の交流拠点 うつのみや」を表している。

区分・種別	名称	指定等
1 有形文化財 (建造物)	岡本家住宅（主屋・長屋門）	国指定
2 有形文化財 (彫刻)	鉄造 阿弥陀如来立像	県指定

	区分・種別	名称	指定等
3	有形文化財（彫刻）	木造訶利帝母坐像	市指定
4	民俗文化財（有形の民俗文化財）	東下ヶ橋天棚	市指定
5	記念物（遺跡）	飛山城跡	国指定
6	記念物（遺跡）	芳賀（清原）氏累代の墓碑	市指定
7	記念物（遺跡）	竹下浅間山古墳（出土品一括）	市指定
8	記念物（遺跡）	岡本城跡	市指定
9	記念物（遺跡）	板戸河岸跡	未指定
10	記念物（遺跡）	大崎商舎跡	未指定
11	記念物（動物、植物、地質鉱物）	下ヶ橋の三ツ股カヤ	県指定
12	記念物（動物、植物、地質鉱物）	しだれこうやまき	県指定
13	記念物（動物、植物、地質鉱物）	金剛定寺のかや	県指定
14	記念物（動物、植物、地質鉱物）	ヒイラギ	市指定
15	記念物（動物、植物、地質鉱物）	クロコムラサキ及びその生息地	市指定
16	記念物（動物、植物、地質鉱物）	竹下町のオオバボダイジュ	市指定
17	記念物（動物、植物、地質鉱物）	下小倉下組大杉	市指定
18	記念物（動物、植物、地質鉱物）	東芦沼神社大杉	市指定
19	その他	石井河岸跡	未指定

## ■鬼怒川沿いエリアの歴史文化資源



※ベース図は地理院地図 Vector より作成

### ③エリアの歴史文化資源の保存・活用に関する課題・方針

ライトラインの開業によって飛山城跡停留場への来訪者の増加が見込まれることから、飛山城跡やその周辺の歴史文化資源にも訪れてもらう機会とする必要がある。また、当地域への理解を深めていくため、鬼怒川が河川交通の要衝として栄えてきた歴史を調査する必要がある。

飛山城跡やその周辺に所在する明治時代の製糸場「大嶋商舎」について、魅力発信・周知啓発を図り、人々の周遊を促す。また、地域に残る鬼怒川水運に関する資料を調査する。

### ④エリアの歴史文化資源の保存・活用に関する措置

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12
団-1 重点	飛山城史跡公園及び周辺歴史文化資源の活用	飛山城史跡公園については、指定管理団体と連携し維持管理を行うとともに、ライトラインの停留場「飛山城跡」が設置され交通アクセスが向上したことから、飛山城史跡公園への誘導案内機能を高めるとともに、PR動画を作成するなど魅力発信に努める。また、周辺の歴史文化資源を周遊できるようなマップを作成するなど周遊環境を整備する。	◎		○				→			
団-2	製糸工場「大嶋商舎」の周知啓発	世界遺産となった富岡製糸場より早く操業を始めた製糸工場「大嶋商舎」を再評価し、市民などに対し周知啓発を図る。	◎							新規	→	
団-3	鬼怒川水運に関する資料調査	江戸時代に栄えた鬼怒川の水運に関する資料の調査を行う。	◎									新規

■ 重点 重点措置 → 繼続措置 → 新規・拡充措置

## (5) 姿川・田川南部エリア

### ①概要

姿川、田川、鬼怒川に挟まれた台地上に位置し、原始から古代にかけて人が住み続け、拠点を形成してきた歴史を伝えるエリアである。

1991(平成3)年には、うつのみや遺跡の広場が開園した。縄文時代前期の根古谷台遺跡を中心に周辺を公園として整備しており、2006(平成18)年より西山文化財愛護会が指定管理者となっている。

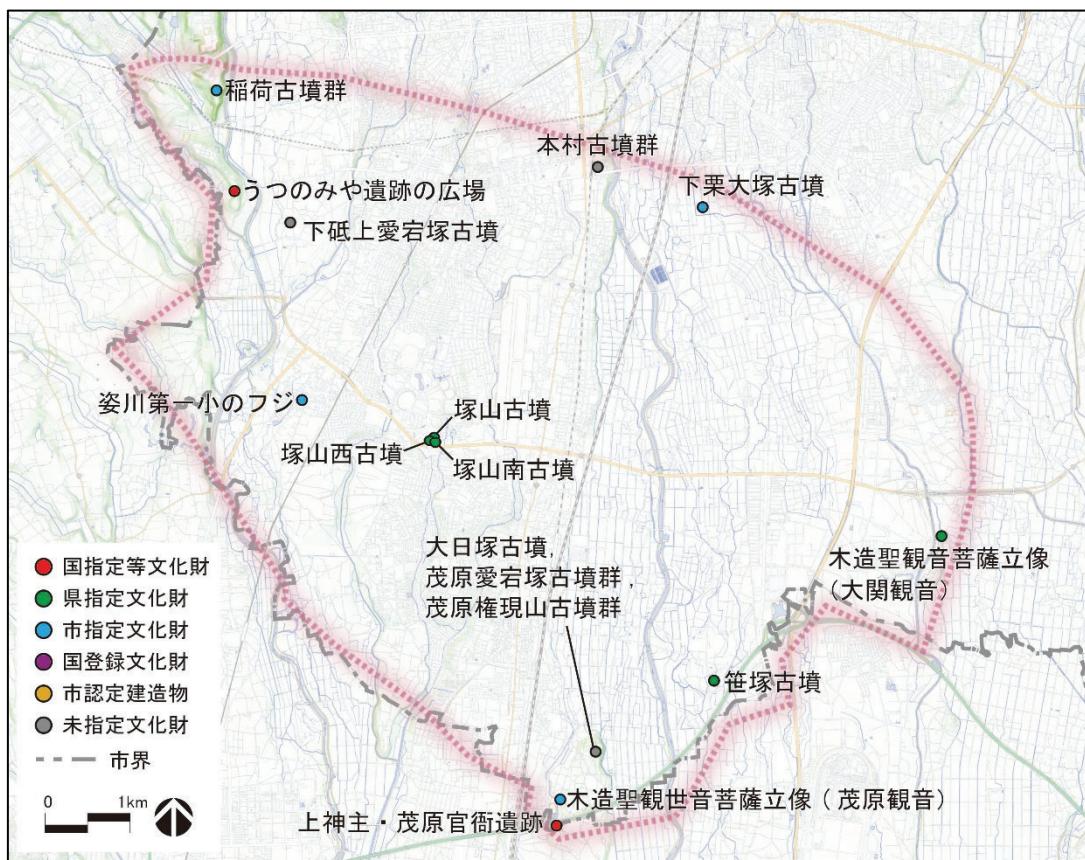
### ②エリア内の歴史文化資源

上神主・茂原官衙遺跡、篠塚古墳、塚山古墳等を核として、以下の歴史文化資源が所在しており、主に歴史文化の特徴「古代国家を支えた下毛野氏基盤の地 うつのみや」を表している。

	区分・種別	名称	指定等
1	有形文化財（彫刻）	木造聖観音菩薩立像（大閑觀音）	県指定
2	有形文化財（彫刻）	木造聖觀世音菩薩立像（茂原觀音）	市指定

	区分・種別	名称	指定等
3	記念物（遺跡）	上神主・茂原官衙遺跡	国指定
4	記念物（遺跡）	根古谷台遺跡（うつのみや遺跡の広場）	国指定
5	記念物（遺跡）	塚山古墳	県指定
6	記念物（遺跡）	笹塚古墳	県指定
7	記念物（遺跡）	塚山西古墳	県指定
8	記念物（遺跡）	塚山南古墳	県指定
9	記念物（遺跡）	稻荷古墳群	市指定
10	記念物（遺跡）	下栗大塚古墳	市指定
11	記念物（遺跡）	下砥上愛宕塚古墳	未指定
12	記念物（動物、植物、地質鉱物）	姿川第一小のフジ	市指定
13	埋蔵文化財	大日塚古墳	未指定
14	埋蔵文化財	本村古墳群	未指定
15	埋蔵文化財	茂原愛宕塚古墳群	未指定
16	埋蔵文化財	茂原権現山古墳群	未指定

#### ■姿川・田川南部エリアの歴史文化資源



### ③エリアの歴史文化資源の保存・活用に関する課題・方針

原始・古代の遺跡や古墳等の歴史文化資源が残されているが、うつのみや遺跡の広場は復元建物等の施設が老朽化しており、指定史跡は所有者が個人である場合や所在地が市外まで及ぶ場合があることから、今後の保存・活用体制を充実させていく必要がある。

うつのみや遺跡の広場は、指定管理団体と連携し、デジタル技術も活用した再整備に向けて取り組んでいく。所有者が個人である 笹塚古墳・塚山古墳は計画的に保存・活用の検討を進め、所在地が市外に及ぶ上神主・茂原官衙遺跡は、隣接する上三川町との連携により魅力の発信を進めていく。

### ④エリアの歴史文化資源の保存・活用に関する措置

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12
⑤-1 重点	うつのみや遺跡の広場再整備事業	うつのみや遺跡の広場については、指定管理団体と連携し維持管理を行うとともに、開園から30年以上が経過していることから、復元建物等施設の老朽化に対し、デジタルを活用した今後の周知啓発のあり方について保存活用計画を作成し再整備に向けた取組を進める。	◎	○	○							
⑤-2	県指定文化財 笹塚古墳・塚山古墳の保存・活用	個人所有の栃木県を代表する古墳であることから、今後の保存・活用や支援のあり方について検討を進める。	◎			○						
⑤-3 重点	国指定史跡 上神主・茂原官衙遺跡の保存・活用	上三川町と本市の行政境に所在する官衙遺跡であり、上三川町と連携し史跡の魅力を分かりやすく伝えていく取組を進めていく。	◎	○								

■ 重点措置 → 継続措置 → 新規・拡充措置

## (6) 北部山地エリア

### ①概要

羽黒山・高館山・本山などの北部山地を背景に培われた、農村の伝統文化を伝えるエリアである。

特に北部を行われている獅子舞は、「悪疫退散」や「家内安全」、「風雨順調」を願って行われ、北部を中心に同じ流派が継承されており、伝承では古代から行われていたともされる。

「風雨順調」や「五穀豊穰」等を祈願する天祭では、天棚を設置し、念仏を唱えながら祭壇の周囲を回るが、これは江戸時代後期に盛んとなった。

日光東照宮をはじめとする二社一寺との繋がりも強く、祭礼付祭屋台等も残っている。

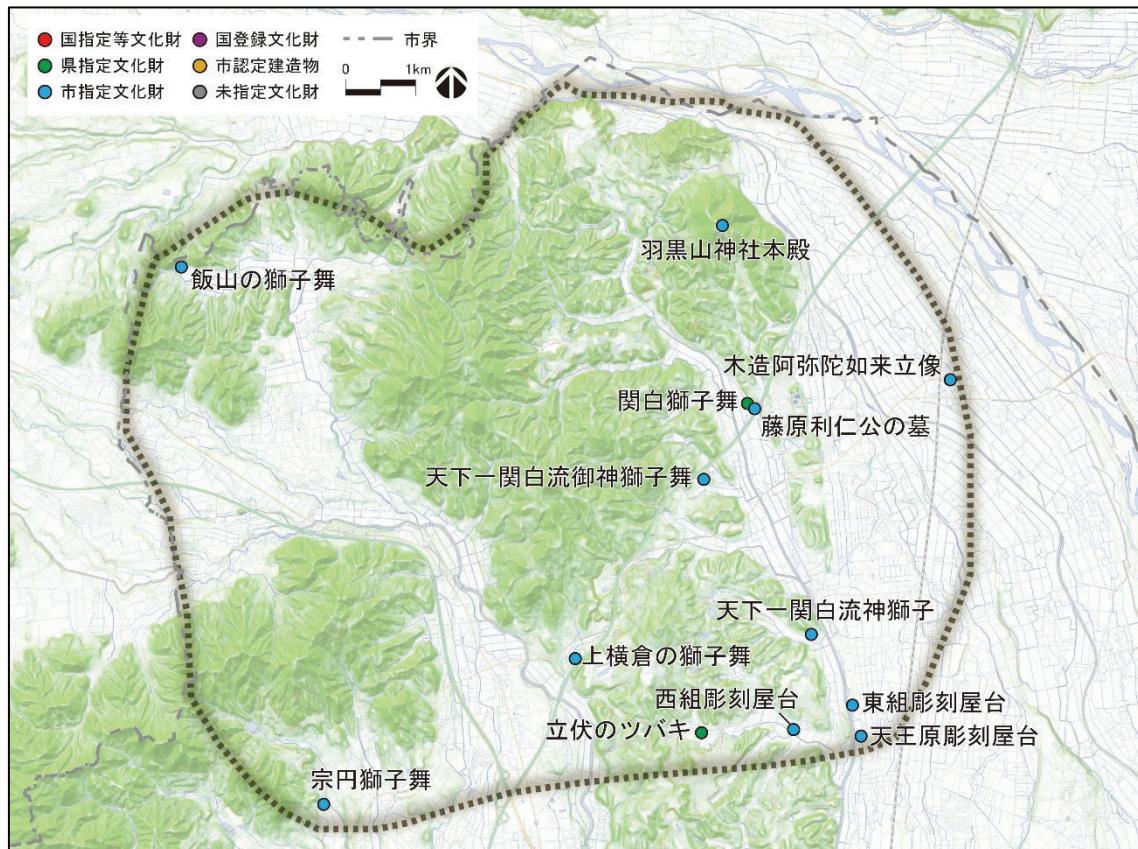
1982(昭和 57)年には上河内民俗資料館が開館し、郷土の民具や文化を伝えている。

## ②エリア内の歴史文化資源

獅子舞や屋台を核として、以下の歴史文化資源が所在しており、主に歴史文化の特徴「農村に生きた人々が築いた文化豊かな田園の地 うつのみや」を表している。

	区分・種別	名称	指定等
1	有形文化財（建造物）	羽黒山神社本殿	市指定
2	有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来立像	市指定
3	無形文化財	宗円獅子舞	市指定
4	無形文化財	飯山の獅子舞	市指定
5	無形文化財	上横倉の獅子舞	市指定
6	民俗文化財（有形の民俗文化財）	東組彫刻屋台	市指定
7	民俗文化財（有形の民俗文化財）	西組彫刻屋台	市指定
8	民俗文化財（有形の民俗文化財）	天王原彫刻屋台	市指定
9	民俗文化財（無形の民俗文化財）	関白獅子舞	県指定
10	民俗文化財（無形の民俗文化財）	天下一関白流神獅子	市指定
11	民俗文化財（無形の民俗文化財）	天下一関白流御神獅子舞	市指定
12	記念物（遺跡）	藤原利仁公の墓	市指定
13	記念物（動物、植物、地質鉱物）	立伏のツバキ	県指定

### ■姿川・田川南部エリアの歴史文化資源



※ベース図は地理院地図 Vector より作成

### ③エリアの歴史文化資源の保存・活用に関する課題・方針

獅子舞、屋台、天祭等の歴史文化資源が残されており、伝統文化の保存団体や上河内民俗資料館が所在していることから、それらを積極的に保存・活用し、農村部を中心として残る伝統文化を継承していく必要がある。

行政と保存団体との連携による獅子舞、屋台等の後継者の育成や、上河内民俗資料館が所蔵する多くの貴重な民俗文化財の公開・活用により、伝統文化の周知啓発等に取り組み、継承につなげる。

### ④エリアの歴史文化資源の保存・活用に関する措置

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12
⑥-1 重点	獅子舞、屋台等の伝統文化の継承支援	保存団体と連携し、後継者の育成や継承事業への支援を行う。	◎		○							
⑥-2	上河内民俗資料館の活用	本市の伝統文化や民俗文化財の周知啓発事業の拠点施設として企画展や体験活動の充実を図る。	◎			○						

■ 重点 重点措置 → 継続措置 → 新規・拡充措置

## (7) 宇都宮丘陵エリア

### ①概要

宇都宮丘陵上に位置し、古墳文化を良好に伝えるエリアである。

これらの古墳・遺跡を結んで散策路が整備され、「まほろばの道」と名付けられた。「まほろばの道」は、地域の人々が歴史文化に接するきっかけづくりや、ウォーキングコースに利用されており、2004(平成16)年には、国土交通省後援による「美しい日本の歩きたくなるみち500選」の1つに選ばれている。

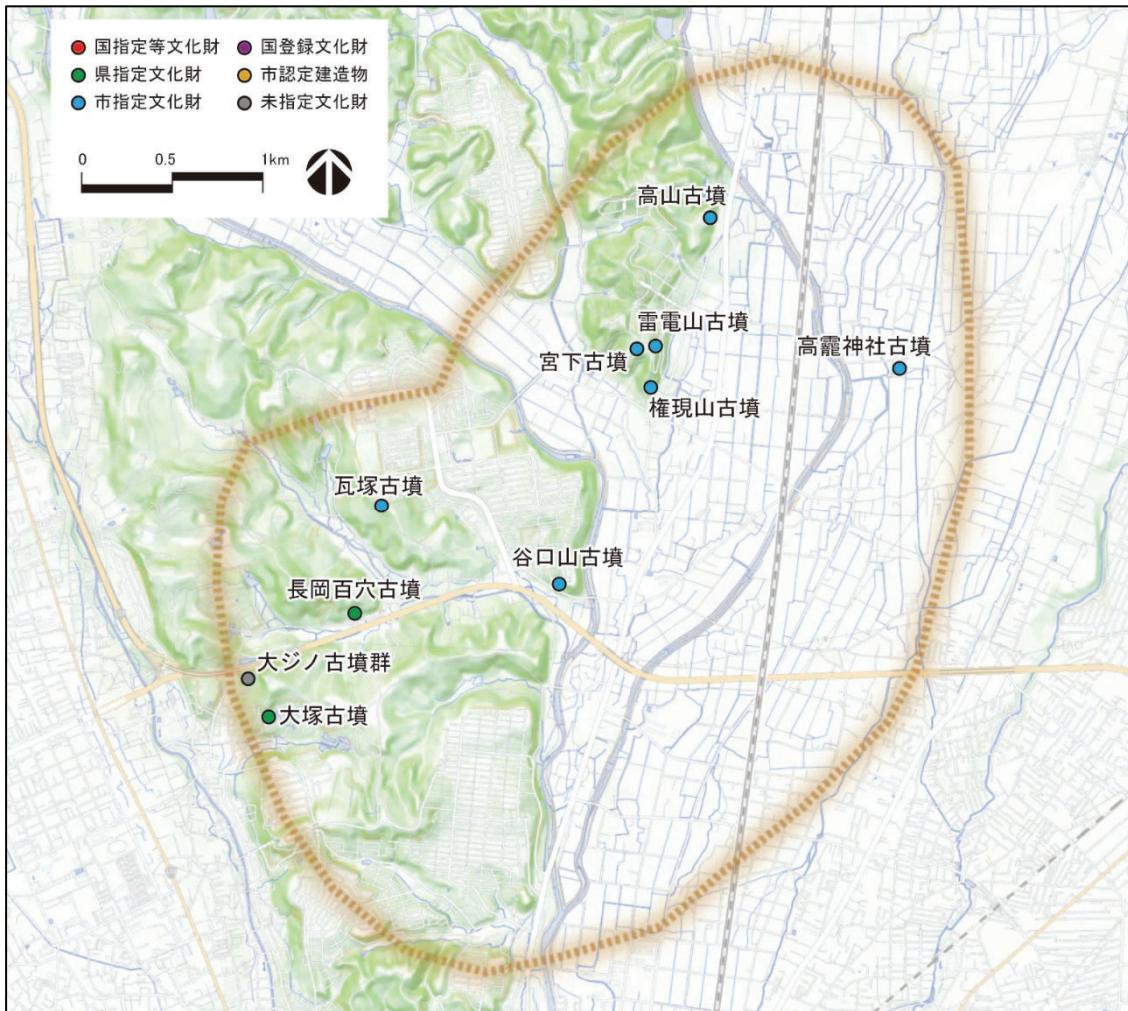
### ②エリア内の歴史文化資源

瓦塚古墳群、北山古墳群、大塚古墳、長岡百穴古墳等を核として、以下の歴史文化資源が所在しており、主に歴史文化の特徴「古代国家を支えた下毛野氏基盤の地 うつのみや」を表している。

	区分・種別	名称	指定等
1	記念物（遺跡）	長岡百穴古墳	県指定
2	記念物（遺跡）	大塚古墳	県指定
3	記念物（遺跡）	宮下古墳	市指定
4	記念物（遺跡）	権現山古墳	市指定
5	記念物（遺跡）	雷電山古墳	市指定
6	記念物（遺跡）	谷口山古墳	市指定
7	記念物（遺跡）	瓦塚古墳	市指定

	区分・種別	名称	指定等
8	記念物（遺跡）	高麗神社古墳	市指定
9	記念物（遺跡）	高山古墳	市指定
10	埋蔵文化財	大ジノ古墳群	未指定

### ■宇都宮丘陵エリアの歴史文化資源



※ベース図は地理院地図 Vector より作成

### ③エリアの歴史文化資源の保存・活用に関する課題・方針

宇都宮丘陵上に古墳や遺跡、瓦窯跡等の歴史文化資源が残されており、「まほろばの道」が整備されていることから、それらを積極的に保存・活用し、地域の古墳文化の更なる周知を図る必要がある。

地域の学校等と連携し、県指定文化財をはじめとする古墳群を確実に保存しながら、「まほろばの道」の利用の活性化と周辺古墳群の周知に取り組む。

#### ④エリアの歴史文化資源の保存・活用に関する措置

	措置名	措置概要	取組主体				措置の期間					
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12
団-1	まほろばの道の活用	本市の北部丘陵上に点在する古墳を結ぶまほろばの道を活用し、地域と連携しながら古墳文化の周知を図る。	◎			○						～
団-2 重点	古墳の保存・活用	瓦塚古墳群、北山古墳群、大塚古墳、大ジノ古墳群、長岡百穴古墳などについて、地域や学校と連携しながら保存・活用を図る。	◎		○	○						～

■ 重点措置 → 継続措置 → 新規・拡充措置

# 第9章 歴史文化資源の保存・活用に関する体制

## 1. 計画の推進体制

本市の歴史文化資源の保存・活用は、宇都宮市魅力創造部文化都市推進課を中心となって、関係部局や関係施設・団体等との協働の下、国や栃木県の指導を仰ぎ、また必要に応じて市外の関係機関とも連携しながら実施していく。

行政（文化財担当課、庁内関係課）	
宇都宮市	
【所管部局】	
魅力創造部文化都市推進課（職員 13 人、うち専門職員 8 人）	
・歴史文化資源の調査・指定・管理に関すること。	
・埋蔵文化財に関すること。	
・文化財展示施設・保存管理施設の管理・運営に関すること。	
・伝統文化継承事業の推進に関すること。	
【関係部局】	
総合政策部広報広聴課	
・広報に関すること。	
環境部環境保全課	
・生物多様性保全の推進に関すること。	
魅力創造部観光 MICE 推進課	
・観光振興、大谷の振興に関すること。	
都市整備部都市計画課	
・都市計画に関すること。	
都市整備部 NCC 推進課	
・NCC（ネットワーク型コンパクトシティ）推進に向けた拠点形成、都心部まちづくりの推進に関すること。	
消防局	
・防災に関すること。	
教育委員会事務局学校教育課	
・学校教育に関すること。	
教育委員会事務局生涯学習課	
・生涯学習の推進に関すること。	
栃木県	
【関係機関】	
栃木県生活文化スポーツ部文化振興課	
・栃木県の国指定、県指定等の歴史文化資源の保存・活用に関すること。	
栃木県立博物館	
・栃木県内の歴史文化、自然に関する資料の収集、保存、調査研究及び教育普及に関すること。	

#### 栃木県立美術館

- ・栃木県関係の美術資料、美術作家に関する調査研究、資料の収集・保存、展示普及のこと。

#### 栃木県立文書館

- ・栃木県内の古文書・歴史資料の収集・保存、調査研究、普及啓発のこと。

#### 栃木県埋蔵文化財センター

- ・栃木県内の埋蔵文化財の保護及び調査研究活動。

#### 宇都宮中央・東・南警察署

- ・防犯・事故防止、埋蔵文化財・銃砲刀剣類の発見のこと。

### 専門（有識者、大学等の専門機関）

#### 宇都宮市文化財保護審議委員会

- ・宇都宮市附属機関に関する条例に基づき、1967（昭和 42）年宇都宮市文化財保護審議委員会規則による教育委員会の附属機関。
- ・委員は学識経験者 10 名をもって組織し、教育委員会が任命し、任期は 2 年。
- ・教育委員会の諮問に応じ、市の区域内に所在する歴史文化資源の保存及び活用に関して必要な事項を調査審議すること。
- ・前項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、教育委員会に建議すること。
- ・歴史文化に関する調査研究や歴史文化資源の適切な保存管理・公開すること。

### 団体（民間団体、民間団体、各種団体、協議会、企業、学校等）

#### 宇都宮市大谷石文化推進協議会

- ・日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」に関する魅力発信事業として、大谷石文化ガイド養成講座や大谷石文化学講座の開催、SNS やホームページを利用した情報発信すること。

#### 宇都宮市歴史文化資源活用推進協議会

- ・「歴史と文化財」ホームページや 8 ストーリーのパンフレットなどによる歴史文化資源の情報発信のこと。

#### 宇都宮市文化財ボランティア協議会

- ・本市の歴史文化資源について市民や来訪者を案内できる解説ボランティアの育成や市内文化財めぐりの実施すること。

#### 宇都宮伝統文化連絡協議会

- ・小中学生が伝統文化に身近に触れることができる「宮っ子伝統文化体験教室」や多くの市民への伝統文化の周知のこと。

#### 特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり推進機構

- ・大谷石蔵の保存・活用など、魅力ある中心市街地の形成や賑わいづくりのこと。

#### 一般社団法人 宇都宮観光コンベンション協会

- ・観光誘客の促進や観光情報の提供など本市の観光振興のこと。

#### 公益財団法人 グリーントラストうつのみや

- ・市民が身近にふれあうことのできる良好な緑の環境を有する樹林地等を守り育てるための活動を推進すること。

#### とちぎ歴史資料ネットワーク

- ・自然災害から歴史資料の消失を防ぐ取組のこと。

#### うつのみや遺跡の広場

- ・縄文時代前期の大集落跡である根古谷台遺跡の管理、資料館の展示等のこと。

### 飛山城史跡公園・とびやま歴史体験館

- ・中世の城館跡である飛山城跡の管理、資料館の展示等に関すること。

### 旧篠原家住宅

- ・江戸時代末期より醤油醸造業を営んでいた宇都宮有数の豪商である旧篠原家住宅の管理、企画展等に関すること。

### 宇都宮城址公園

- ・3つのガイダンス施設（清明館歴史展示室、ものしり館、まちあるき情報館）の管理に関すること。
- ・歴史展示室の企画展等に関すること。

### 上河内民俗資料館

- ・郷土の民具や文化について紹介する資料館の管理、企画展等に関すること。

### 市民

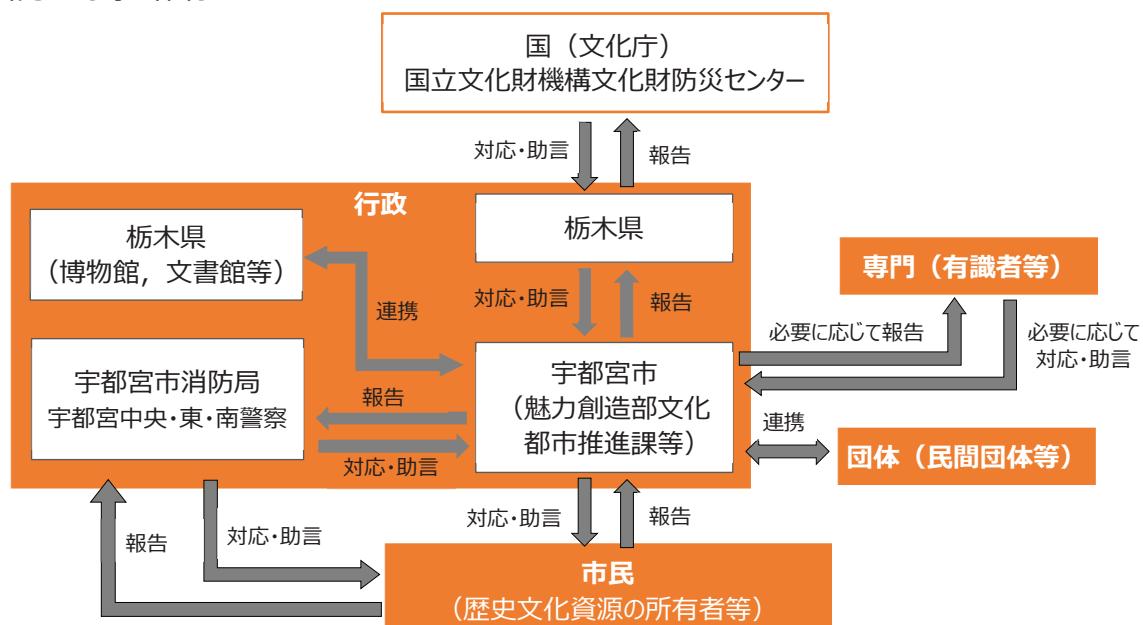
- ・学校教育や生涯学習等を通じて郷土の誇りや愛着を醸成すること。

## 2. 歴史文化資源の防災・防犯に関する体制

災害や犯罪から歴史文化資源を守るには所有者・管理者の力だけでは限界があることから、平時から予防査察や消防訓練等を行い、地域住民、行政、消防・警察などの関係者が連携を取りながら、防災・防犯のための取組を推進できる仕組みを整えておく。

また、災害等が発生した場合には、所有者からの報告を受け、被害の状況把握を行い、県、国へ適切に報告する。指定等文化財が被災し、国立文化財機構文化財防災センター等へ救援を要請する場合は、県を経由して行う。指定等文化財の保護措置については、県内の博物館や文書館、美術館、民間団体等との連携体制を築き、適切に行い、指定状況によって実施した保護措置を県・国へ報告する。

#### ■災害発生時等の体制



### 3. 計画の進捗管理と自己評価

計画期間中は進捗管理と自己評価を行い、計画を着実に実施することとし、社会情勢や本市の歴史文化資源を取り巻く状況に変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行う。

進捗管理・自己評価は、PDCAサイクル（計画、実行、検証、改善）の考え方の下、計画的に措置を実施し、中間点や終了時点などでは、達成状況、課題などの把握・評価を行い、その成果を当該措置の改善及び他の措置や次期地域計画へ反映させることとする。評価については、第6次宇都宮市総合計画後期基本計画の行政評価施策カルテで行う。次期計画は、2031（令和13）年度から、宇都宮市歴史文化基本構想が終了する2036（令和18）年度までを予定している。

#### ■本計画におけるPDCAサイクルの考え方

